

	内容	対象者
<p>①訪問理容サービス</p>	<p>在宅で理容サービスを行う。 ・利用料金：理容代金実費負担 ・委託料：1,050円（益田地域） 2,090円（美都・匹見地域） ※交通費相当 ※1月当たり1回を限度とする</p>	<p>市内に住所のある65歳以上の身体虚弱、寝たきり又は認知症等のため、外出が困難な者。</p>
<p>②軽度生活援助サービス</p>	<p>介護保険における訪問介護サービスの該当にならない下記のサービスを行う。 1 庭・庭木等家の周りの手入れ 2 家屋の軽微な修繕、電気機器の軽微な修繕等 3 除雪 4 家財道具の移動 5 台風等自然災害への防備 6 その他生活支援に資する軽易な日常生活上の援助 ・利用料金 1時間 155円 ・委託料 1時間 1,395円 ※年4回以内で1回当たり4時間を限度とする ※作業内容は、生活動線上の軽度な作業。現場確認をして、サービスに該当しないこともある。</p>	<p>市内に住所を有する65歳以上かつ要支援以上の認定のある者で、（居住常態の）世帯全員の市民税が非課税である者。 <u>（4月～6月は前年度、7月～3月は当該年度の市民税課税状況に基づく）</u></p> <p><例> ①草刈りと草ぬきと剪定を実施した時間が、「草刈り2時間」「草ぬき4時間」「剪定2時間」かかった場合、合計3回の利用となる。 ②草取りを実施した時間が、5月1日に3時間、5月2日に1時間かかった場合、合計2回の利用となる。</p>

③寝具類洗濯
乾燥消毒サ
ービス

内容	対象者
<p>寝具類洗濯乾燥消毒サービスを行う</p> <ul style="list-style-type: none">・利用料金 1枚当たり1 掛け布団 500円2 敷き布団 500円3 掛け布団化繊 300円4 敷き布団化繊・肌布団化繊 300円5 毛布シングル 200円6 毛布ダブル 200円7 シーツ袋状 50円8 こたつ上掛け 300円9 こたつ敷き 300円10 こたつ布団 300円 <p>・委託料 1枚あたり 450円～4500円</p> <p>※年2回を限度とする。 (季節に応じた寝具の利用が適当である) (一度に同じ種類の寝具類を2枚利用することはできない。)</p> <p>・実施時期は6月・9月・12月・3月</p>	<p>市内に住所を有する65歳以上の、独居世帯又は高齢者世帯に属する身体虚弱、寝たきり若しくは障がい等により寝具類の衛生管理が困難な者で、(居住常態の)世帯全員の市民税が非課税である者。</p> <p><u>(4月～6月は前年度、7月～3月は当該年度の市民税課税状況に基づく)</u></p>

内容

対象者

④ 通所託老サービス

介護保険の居宅サービス費の利用枠を超える場合、必要に応じて通所サービスを利用することができる。

	利用者負担		市の委託料
	利用料金 1回	食事代	
要介護1	2,370円	施設が定めた 料金	5,560円
要介護2	2,790円		6,510円
要介護3	3,210円		7,510円
要介護4	3,630円		8,490円
要介護5	4,050円		9,470円

市内に住所を有する要介護認定のある者。かつ介護保険給付による居宅サービス支給限度額を超えた者のうち、さらに通所介護サービスが必要と認める者で、
（居住常態の）世帯全員の市民税が非課税である者。
（4月～6月は前年度、7月～3月は当該年度の市民税課税状況に基づく）

⑤ 入所託老サービス

介護保険の居宅サービス費の利用枠を超えた場合、必要に応じて短期入所施設への入所ができる

	利用者負担		市の委託料
	利用料金 1日	食事代 居住費	
要支援1	1,350円	施設が定めた 料金	3,160円
要支援2	1,680円		3,930円
要介護1	1,800円		4,230円
要介護2	2,010円		4,710円
要介護3	2,230円		5,220円
要介護4	2,440円		5,710円
要介護5	2,650円		6,190円

市内に住所を有する要支援以上の者、及び認定のない者で市長が特に認める者（注1）、かつ介護保険給付による居宅サービス支給限度額を超えた者のうち、さらに短期入所サービスが必要と認める者で、（居住常態の）世帯全員の市民税が非課税である者。
（4月～6月は前年度、7月～3月は当該年度の市民税課税状況に基づく）

（注1）要介護認定申請中であり、審査会の結果がまだ出ていない場合などである。

[入所託老サービスの利用する状況の例]

- ・介護者が疾病又は出張の時
- ・居宅の住宅を要介護者又は要支援者向けに改造する時 など

※ひと月あたり7日を限度。
（繰り返し何ヶ月も利用できるものではない。）

<留意点と必要書類>

■新規申請の流れ

通所託老サービス
入所託老サービス
寝具類洗濯乾燥消毒サービス
軽度生活援助サービス

①本人より、「益田市高齢者支援事業申請書」と「承諾書（非課税世帯の確認）」をケアマネジャーを通じて市に提出。

同居者が市外に住民票を置いている時は、同居者から課税証明等を取ってもらって一緒に提出。

* 申請書・承諾書は、本人が記入、又は家族の代筆

②ケアマネジャーより必要書類を同時に提出。

（本人や家族の状況・状態把握のため）

③課税世帯であった場合は、申請の取り消し又は却下をする。

訪問理容サービス

①本人より、「高齢者支援事業申請書」をケアマネジャーを通じて市に提出。状況について相談。

②ケアマネジャーより必要書類を提出。

■必要書類と留意点

サービス名	必要書類	留意点
軽度生活援助サービス 寝具類洗濯乾燥消毒サービス 訪問理容サービス	<input type="checkbox"/> 個人現況情報 <input type="checkbox"/> ケアプラン <input type="checkbox"/> 軽度生活援助サービス <input type="checkbox"/> 依頼内容票	利用時は、その都度市に連絡をする。 <u>年度が変わった時には、再度申請をする。</u> 益田・美都地域の訪問理容サービスの実施事業所は、理容組合加盟店（市に確認必要） 訪問理容サービスの利用については、許可が下りた後も、次月の利用予定があれば市に連絡が必要。
通所託老サービス	<input type="checkbox"/> 個人現況情報 <input type="checkbox"/> ケアプラン <input type="checkbox"/> 利用票：通所託老サービス利用日は <u>赤ペンで記入(月末から遡って利用)</u>	≪利用可能な施設か市に確認をして下さい≫ ・利用する月は、事前に利用票のみ提出。利用日の変更は、すみやかに市に連絡をすること。 ・事前に確認した利用日であっても、実績により介護保険給付による居宅サービス支給限度額を超えていない場合は、介護保険給付の利用とする。（翌月利用実績報告） ・ケアプランは、更新、見直しなどがあった時に提出。 <u>・年度が変わった時には、再度申請をする。</u> <u>・ひと月当たり、4日を限度とする。</u> ・長期に継続しそうな時には、区分変更申請やサービスの見直しなどの相談を市と行う。

サービス名	必要書類	留意点
入所託老サービス	<input type="checkbox"/> 個人現況情報 <input type="checkbox"/> ケアプラン <input type="checkbox"/> 利用票：入所託老サービス利用日は <u>赤ペンで記入</u> <u>(月末から遡って利用)</u>	<p>《利用可能な施設か市に確認をして下さい》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>利用時はその都度相談してください。(新規扱いとなるため、その都度申請をする。)</u> <p>⇒ 予め、やむを得ない事由により1カ月以上利用する場合は、申請時に利用月を確認。但し、思いがけない事態により、申請時よりも延長しなければならないときは再度申請が必要。(利用日の変更は、市に連絡をすること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に確認した利用日であっても、実績により介護保険給付による居宅サービス支給限度額を超えていない場合は、介護保険給付の利用となる。 ・<u>ひと月当たり、7日を限度とする。(繰り返し何カ月も利用するサービスではない)</u>

益田市役所高齢者福祉課 高齢者福祉係 (koreifukushi@city.masuda.lg.jp)

〒698-8650 島根県益田市常盤町1番1号 TEL : (0856)31-0235 FAX : (0856)24-0181

【1】事業内容

目的	日常生活に不安があり、常に見守りが必要な高齢者世帯に緊急通報装置を貸出し、緊急時の対応や相談通報、月一回の安否確認を行うことで、高齢者が安心して生活できる環境を整える
対象者	次の要件を全て満たす方 (1) 市内に住所を有すること。 (2) 日常生活において不安があり常に見守りを必要とすること。 (3) 65歳以上であること。 (4) 同一世帯に介護のできる者がいない又は長時間不在になること。 (5) 同一世帯に属する者について、市税等の滞納がないこと。 (6) 益田市緊急時駆けつけサービス利用支援事業を利用していないこと。（併用は不可） ※端末の利用にあたって、原則、 固定電話の回線 が必要 固定電話回線がない方は携帯型端末の貸与も可能（電波の関係で利用できない地域もあります）
利用者負担	○月額200円のサービス利用料（設置月から負担発生、撤去月は負担なし） ○サービス利用に伴う電話使用料（利用者からの通話料を含む） ○利用者の故意による故障が生じたときの機器の修理代 ○自己都合による機器の移転設置費用 ○新規に電話回線設置を必要とするときの設置負担金及び契約料 等

【2】申請から設置までの流れ

申請者からの依頼を受け、地区の民生委員、地域包括支援センター職員又は介護支援専門員が世帯状況の確認を行い、申請者と申請書を作成し、高齢者福祉課に提出。

※協力員については申請書に記載をお願いします。

※協力員とは緊急時にボタンを押した利用者がコールセンターの呼びかけに応答しない時、現場確認等をしていただく方。

⇒協力員は、近所の方や市内の親族が好ましい。

協力員を探すのが困難な場合は、地区の民生委員にご相談ください。

①申請方法

- (1) 市の利用決定後、市から利用者へ決定通知書と契約書を送付。（概ね1～2週間程度）
- (2) 市から委託業者に発注。（委託業者は、周南マリコム株式会社「サスケセンター」）
- (3) 委託業者から利用者に日程調整の連絡。
- (4) 委託業者が機械を設置。

(利用者の生活状況の聞き取りや口座引落としの手続き等も行う)

- 氏名・住所など
- 身体状況（血液型、薬、健康状態、かかりつけ病院 など）
- 生活サポート（介護サービス状況、ケアマネジャー、タクシー店、石油店など）
- 緊急連絡先（協力員、救急搬送後等の報告先（ご家族、民生委員・児童委員））
- 設置場所（機器の設置場所、寝室場所、救助口）

②申請から設置まで

(1)契約書等の送付
(3)委託業者からの連絡
利用者本人の対応が難しい場合は、
申請時にお知らせください。
(申請書の特記事項に記載)

【3】機器の利用

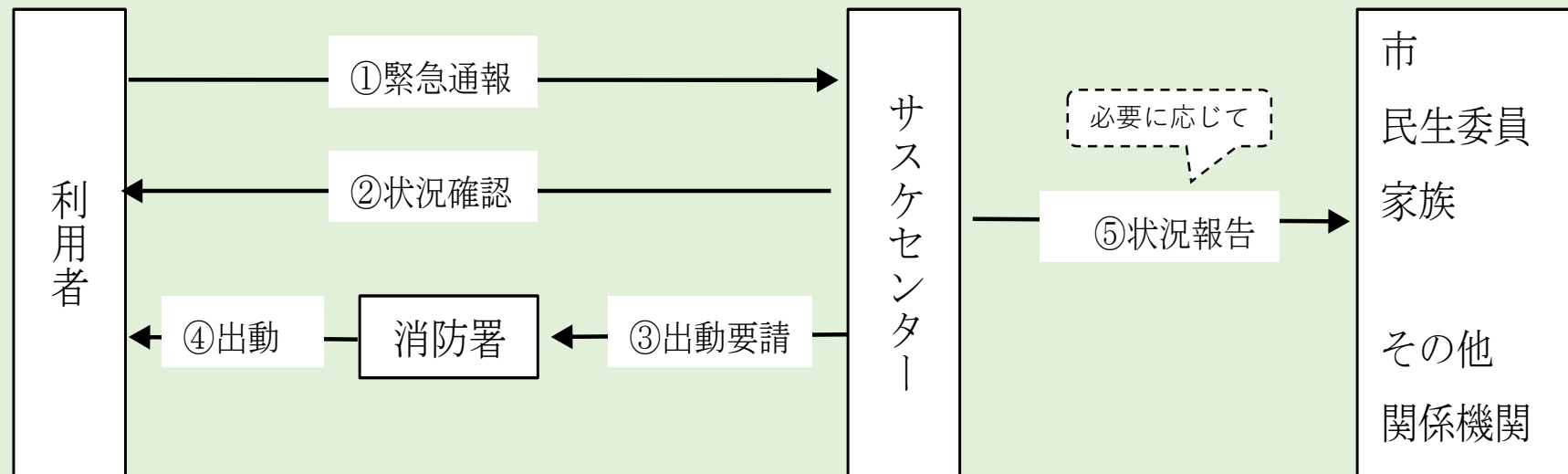
①内容

- | | | |
|-----|--------|-------------------------|
| (1) | 緊急時 | 体の調子が悪い、救急車を呼んでほしい |
| (2) | 相談時 | 体や病気のこと相談したい |
| (3) | 生活サポート | タクシーの手配をお願いしたい |
| (4) | 生活相談 | 救急病院の紹介 |
| (5) | 安否確認 | 月一回、利用者の生活の様子などを確認する など |

※機器の「緊急」・「相談」ボタンは、どちらを押してもサスケセンターにつながる。
※ペンダント型の機器は、自宅屋内のみでの利用。（通報はセンターに入る。会話機能なし）

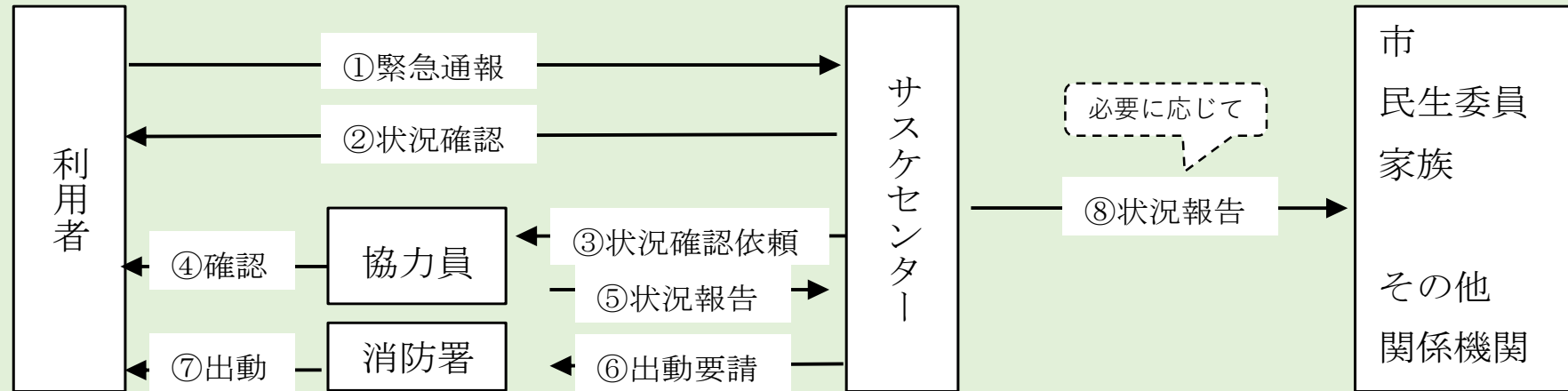
②通報の流れ

<緊急時>①利用者が応答できる場合

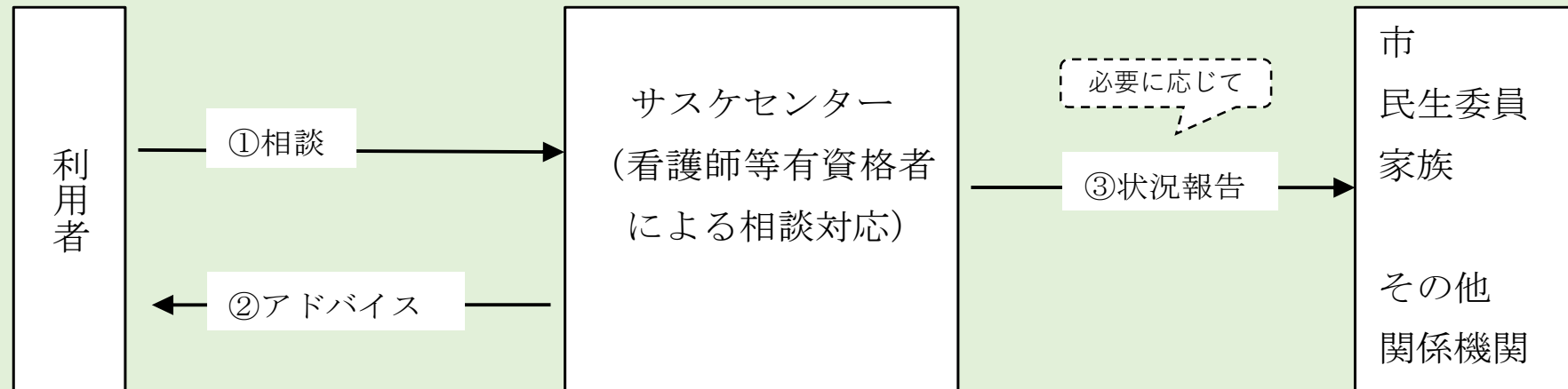


②通報の流れ

<緊急時>②利用者が応答できない場合



<③相談時>



【4】撤去・休止・再開について

撤去

- (1) 利用者、家族、関係機関等 ⇒ 市またはサスケセンターへ撤去希望の連絡。
- (2) サスケセンターが利用者または家族に日程調整を行い、撤去に伺う。
- (3) サスケセンター ⇒ 市、サスケに登録がある関係機関へ撤去報告。

休止・再開

- (1) 休止したい時・・・利用者、家族、関係機関等 ⇒ 市又はサスケセンターへ連絡。
(一か月以上ご自宅をあけられる場合等は、【休止】での対応)
- (2) 再開したい時・・・利用者、家族、関係機関等 ⇒ 市又はサスケセンターへ連絡。

周南マリコム株式会社サスケセンターの電話番号について

○サスケセンターへ発信する時 0 1 2 0 - 2 7 0 - 3 8 2

○サスケセンターから着信がある時 0 8 3 4 - 2 2 - 8 0 3 7 ・ 0 8 3 4 - 2 2 - 8 0 3 0

【5】 その他

①オプション	<p>○サスケセンター毎日コール</p> <ul style="list-style-type: none">・ 安否確認の回数を追加できる。（利用料は、利用者負担）・ 回数の追加を希望の場合：350円／回＋消費税・ 毎日の安否確認を希望の場合：6,000円／月＋消費税
②認知症の方への対応	<p>○安否確認について</p> <p>認知症の症状がある利用者には、安否確認を月2回（通常は月1回）行う。</p> <p>設置時の聞き取りやコールセンターとのやりとりの中で、委託業者が必要性を判断</p>
③協力員等の不在時	<p>○警備員の駆けつけ対応について</p> <p>協力員に連絡が取れない、利用者宅に速やかに訪問できる状況でない不在等の場合は、駆けつけ対応事業者が駆けつけ対応による安否確認を行う【北陽警備保障株式会社】</p>

申請書、パンフレット等 詳しくは

益田市役所高齢者福祉課 高齢者福祉係
〒698-8650 島根県益田市常盤町1番1号
TEL：(0856)31-0235 FAX：(0856)24-0181

【1】事業内容

概要	<p>令和3年5月の災害対策基本法改正を踏まえ、災害発生時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者の円滑な避難支援実施のため個別避難計画の作成に取り組む。</p> <p>益田市では令和5年度より計画作成を開始した。</p>
計画作成対象者	<p>次の(1)～(5)に該当する方（益田市地域防災計画の「避難行動要支援者」）</p> <p>(1) ねたきり、認知症等要介護認定3～5を受けているもの</p> <p>(2) 身体障害者手帳1級～2級を所持する者</p> <p>(3) 知的障がい者でA判定の療育手帳を所持する者</p> <p>(4) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者</p> <p>(5) 自主申請者</p> <p>※自宅にお住まいの方が対象です。施設入所(サ高住,有料老人ホーム等)や長期入院の方は除きます。</p>
作成方法	<p>居宅介護支援事業所、(看護)小規模多機能居宅介護支援事業所に作成を委託し実施予定。</p>

【2】 計画作成の流れ

①対象者の 確認・選定	計画作成対象者（要介護3～5の認定を受けられた方）を選定します。 ※市から随時対象者の通知は行いませんので、各事業所様でご確認をお願いします。
②本人または 家族へ作成の 同意確認	個別避難計画の作成は、本人または家族の同意が必要になります。 本人説明用チラシ、防災パンフレットを活用し、個別避難計画の趣旨や必要性について説明したうえ、個別避難計画作成の同意確認を行ってください。 ○同意が得られた場合…作成に進む ○同意が得られなかった場合…作成はせず、今後必要時に作成する
③作成開始	益田市作成の手引きを参考に、市指定の個別避難計画様式にて計画を作成をします。 ハザード状況や避難方法等は本人や家族と確認しながら作成を進めてください。 災害発生時、必要に応じて関係機関等へ計画の内容を情報提供する場合があります。 情報提供に同意する場合は、計画裏面の同意欄に本人または家族に署名をお願いします。
④計画の共有	作成した計画は、副本を作成し本人や家族、避難支援者等と共有をしておきます。
⑤計画の 提出・請求	計画作成後、原本と完了届、請求書を高齢者福祉課へ提出してください。 請求のあった口座へ、市から委託料をお支払いします。 (提出していただいた計画は、益田市において厳重に管理します。)

【3】各事業所への委託について

委託料	新規作成1件 7,000円（税込）
委託先	居宅介護支援事業所 (看護)小規模多機能居宅介護支援事業所
契約について	委託期間は令和8年4月1日～令和9年3月31日です。 令和8年度の委託契約について意向調査を実施予定です。（別途） 現在、事業を受託していただいている事業所様も回答をお願いいたします。

益田市役所高齢者福祉課 高齢者福祉係
〒698-8650 島根県益田市常盤町1番1号
TEL : (0856) 31-0235 FAX : (0856) 24-0181

今からやってみたいこと、今できていることを続けるために、・・・

短期集中予防サービス

(通所型サービスC・訪問型サービスC)


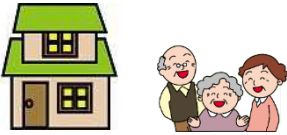
最近、思い当たることはありませんか？

- * 退院したばかりで、一時的に体力や気力が落ちているように感じる
- * 身の回りのことをする、外出することがおっくうになってきた
- * 地域の活動に参加したいけど、自信がない

短期集中予防サービスとは？

■サービスの内容

概ね3か月間の短期間で集中的に、運動器（生活）機能が改善・向上するための運動プログラムを実施します。みなさんが、これからやってみたいことができるため、今できていることを続けるために、リハビリ専門職などが、みなさんの身体機能、痛み・心理面、生活面を確認しながら運動プログラムを実施します。

	①通所型サービスC	②訪問型サービスC
場 所	事業所 	自宅 
期間・回数	概ね3か月間 週1回（全12回）	概ね3か月間 週1～2回（全12～24回）
時 間	1回あたり60～120分	1回あたり40～60分
利用料 (自己負担)	1回あたり300円 ※ 別途送迎代等が必要な場合あり	1回あたり300円

■サービス提供事業所（委託先）一覧

令和6年3月現在

	通所型サービスC		訪問型サービスC
場所	太陽フィットネスクラブ石見 益田市駅前町 37-13	あすトレ益田 益田市乙吉町イ 332-19	益田地域医療センター医師会病院 益田市遠田町 1917-2
特徴	楽しくしっかり身体を動かしたい方へ	個別にゆっくり身体を動かしたい方へ（痛みに対応）	外出に自信がなく、まずは家で取り組みたい方へ
対応職種	健康運動指導士	理学療法士	理学療法士または作業療法士
TEL	23-5581	090-3633-8203	22-3611

■サービスを利用できる方

下記の全てに当てはまり、ケアマネジメントの結果、サービスの利用の必要がある方

- 要支援1、要支援2の認定を受けた方 または 事業対象者
- サービスの利用により、運動器（生活）機能の向上が見込まれる方
- 訪問型を希望の場合、介護予防訪問リハビリテーションを受けていない方
- 通所型を希望の場合、介護予防通所リハビリテーションを受けていない方

■サービスご利用の流れ

①相談・アセスメント



地域包括支援センター（またはケアマネジャー）と一緒に、本人の希望や困りごとを確認し、サービスの必要性を話し合います。

②サービス提供事業所への相談



地域包括支援センター（またはケアマネジャー）からサービス提供事業所へ、①で話したことを伝え、受け入れ状況を確認してもらいます。

③ケアプラン作成



本人の困りごとが解決し、自分らしい生活を続けていくためにケアプランを作成します。目標を立て、目標達成に向けてみなさんが取り組むことや、サービスで支援する内容など記載します。

④サービス担当者会議



本人・家族のほか、支援に関わるみなさんが集まり、ケアプランの目標や支援の内容などを確認・共有します。

⑤短期集中予防サービスの利用開始



概ね3か月間、目標達成に向けてご自身に合った生活機能向上のための運動プログラムを実施します。

⑥ふり返り

サービス開始から1か月後、2か月後



定期的に取り組みの効果、目標達成度を確認します。

⑦サービス終了（卒業）

サービス開始から3か月後



家事や趣味の再開、地域の活動に参加するなど、みなさんの今までどおりの生活に戻ります。サービスで習ったことで、続けられることがあれば継続して実施していきましょう。